

令和7年度

# 事業概要

環境局

## 目次

I	環境局の概要	1
II	組織と事務分掌	2
III	令和7年度 主要事業の概要	4

## I 環境局の概要

1. 局長 柏木 和馬
2. 局の職員数 1,013人（令和7年4月18日現在）

### 3. 令和7年度予算の概要

(1) 一般会計 歳入歳出予算 (単位：千円)

歳入		歳出	
款	金額	款	金額
17 使用料及手数料	3,516,340	6 環境費	27,418,680
18 国庫支出金	2,977,431		
19 県支出金	45,720		
20 財産収入	49,137		
21 寄附金	29,500		
22 繰入金	162,852		
24 諸収入	3,896,722		
25 市債	4,204,000		
歳入合計	14,881,702	歳出合計	27,418,680

# 環境局

## 環境企画課

- (1)局所管事務の運営管理に係る総括調整に関すること。
- (2)環境政策の企画推進及び計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)環境教育に関すること。
- (4)家庭系一般廃棄物の適正処理及び減量並びに資源化の企画及び推進に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 脱炭素推進課

- (1)エネルギー政策に関すること。
- (2)地球温暖化対策に関すること。
- (3)環境に配慮した都市づくりに関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 業務課

- (1)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に係る作業計画及び指導に関すること。
- (2)家庭系一般廃棄物の適正排出及びその指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)一般廃棄物の保管場所の届出等に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (4)家庭系し尿の収集及び運搬並びに事業系し尿搬入に係る手数料に関すること。
- (5)一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）の許可及び指導監督に関すること。
- (6)河川美化に関すること（兵庫県から受託している河川内の環境整備に係る美化事業に限る。）。
- (7)市民トイレ等に関すること。
- (8)犬猫等動物死体の収集及び運搬等に関すること。
- (9)環境整備用自動車の調達に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (10)一般廃棄物の搬入に係る手数料に関すること（当該手数料の徴収に係るものを除く。）。
- (11)一般廃棄物の資源化に係る作業計画に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (12)局の所管に係る不動産及び施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の管理に関すること。
- (13)大阪湾広域臨海環境整備センターに関すること。

[淡河環境センター、資源リサイクルセンター]（第4類事業所）

## 資源循環課

- (1)家庭系一般廃棄物の適正処理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)家庭系一般廃棄物の減量及び資源化施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 施設課

- (1)局の所管に係る施設（環境監視システム及び発生源監視システムを除く。）の建設、保全及び改良に係る計画並びに工事の設計、監督及び検査に関すること。
- (2)一般廃棄物の焼却及び破砕に係る作業計画に関すること。
- (3)一般廃棄物の処理技術に関すること。
- (4)局の所管に係る施設に関する環境保全に関すること。
- (5)埋立処分場の技術的な管理、保全及び計画並びに新たな技術に関すること。

<妙賀山クリーンセンター>（第3類事業所）

- (1)一般廃棄物の中継に関する事務を分掌すること。

<荻藻島クリーンセンター>（第3類事業所）

- (1)一般廃棄物の中継に関すること。
- (2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

<落合クリーンセンター>（第3類事業所）

- (1)一般廃棄物の中継に関すること。
- (2)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

## 事業所（第2類事業所）（東灘・灘・中央・兵庫・北・長田・須磨・垂水・西）

- (1)家庭系一般廃棄物の収集及び運搬に伴う計画、運行管理、統計及び報告に関すること。
- (2)家庭系一般廃棄物の適正排出に係る啓発指導に関すること。

## 自動車管理事務所（第2類事業所）

- (1)環境整備用自動車（以下この条において「自動車」という。）の設計、改良及び調達に関すること。
- (2)自動車の整備及び検査に関すること。
- (3)機材の修理に関すること。

## クリーンセンター（第2類事業所）（東・港島・西）

- (1)一般廃棄物の焼却及び破砕（港島クリーンセンターに限る。）実施に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (2)焼却灰の処分に関すること。
- (3)クリーンセンター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (4)一般廃棄物の搬入に係る手数料の徴収に関すること。

## 布施畑環境センター（第2類事業所）

- (1)一般廃棄物の埋立に伴う計画、統計及び報告に関すること。
- (2)センター設備の小規模工事の設計監督に関すること。
- (3)最終処分地への搬入に係る手数料及び費用の徴収に関すること。

## 環境保全課

- (1)大気環境、交通環境（交通に起因する大気汚染、悪臭、騒音、振動その他の事象に関わる環境をいう。）、水環境及び土壌環境の保全に係る施策の企画、推進、監視、測定、情報の提供、規制指導及び調査研究に関すること。
- (2)開発行為等に伴う環境保全に係る指導及び審査に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者の登録並びに一般廃棄物処理業（浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものに限る。）の許可及び指導監督に関すること。
- (4)環境影響評価制度の運営及び審査に関すること。
- (5)都市環境の管理に係る監視、測定、情報の提供及び調査に関すること。
- (6)建築工事に係る資材の再資源化等に係る届出及び指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (7)太陽光発電施設等の設置及び維持管理に係る審査指導に関すること（他の所管に属するものを除く。）。

## 事業系廃棄物対策課

- (1)廃棄物の適正処理に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (2)廃棄物の減量及び資源化施策に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (3)廃棄物処理業（事業系し尿及び浄化槽に係る汚泥の収集又は運搬を業とするものを除く。）に係る許可及び指導監督に関すること。
- (4)廃棄物の適正排出及びその指導並びに再生利用及び処理技術に関すること（他の所管に属するものを除く。）。
- (5)一般廃棄物（犬、猫等の死体、し尿及び家庭から排出され

- る粗大ごみを除く。)の収集又は運搬に係る手数料に関する  
こと(当該手数料の徴収に係るものを除く。)
- (6)廃棄物処理施設に係る許可及び指導に関すること。
  - (7)産業廃棄物、特定物及び有害使用済機器の保管に係る届出  
及び指導に関すること。
  - (8)建設工事に係る資材の再資源化等に係る指導のうち、廃棄  
物の排出及び処理に関すること。
  - (9)使用済自動車の処理に係る登録、許可及び指導に関するこ  
と。
  - (10)ポリ塩化ビフェニル廃棄物に係る届出及び指導に関するこ  
と。
  - (11)土砂の埋立て等に係る許可及び指導に関すること(他の所  
管に属するものを除く。)
  - (12)路上喫煙及びぼい捨て防止対策に関すること(他の所管に  
属するものを除く。)
  - (13)住居等における堆積物対策に関すること(他の所管に属す  
るものを除く。)
  - (14)地域環境の保全及び美化に関すること。
  - (15)不法投棄の防止及び対策に関すること。

## 自然環境課

- (1)生物多様性の保全に関すること。
- (2)開発事業計画に係る自然環境保全に関すること。

### Ⅲ 令和7年度 主要事業の概要

#### (1) 地球温暖化対策の推進

##### ①水素エネルギーの利用促進 【脱炭素推進課】

水素が日常生活や産業活動で利用される「水素社会」の構築に向け、本市で進められている先進的な実証事業への支援を継続するとともに、ポートアイランドの水素ガスタービン発電設備「水素コージェネレーションシステム (CGS)」の活用方法や、空港島の液化水素荷役基地「Hytouch 神戸」を活用した水素関連技術の研究・開発や人材育成について、引き続き、民間事業者と連携しながら検討を進める。

モビリティ分野においては、燃料電池 (FC) 商用車の導入に先駆的に取り組む事業者に対して、県市協調による導入支援を行うなど、運輸部門における社会実装を促進する。

また、英国・アバディーン市との国際的な水素パートナーシップの枠組みである「H2 Twin Cities」をはじめとした国際連携を図ることで、知見の共有に加え、双方の市民・企業等の意識醸成や水素事業のさらなる進展を目指していく。

##### ②再生可能エネルギーの拡大 【脱炭素推進課・施設課】

再生可能エネルギー導入目標 (2030 年度 500MW) の達成に向けて、自然環境や景観への配慮を前提に、建物屋根上を中心に太陽光発電設備のさらなる導入を推進する。

令和6年9月に国から「脱炭素先行地域」に選定された、ポートアイランド第Ⅱ期の「医療産業都市エリア」及び「港湾エリア」において、交付金を活用して需要家による太陽光パネル設置等に対して補助を行うとともに、再生可能エネルギーの自立型電源としての特徴を活かしたレジリエンス強化や、EV 船の蓄電池を活用した電力供給モデルの検討などに取り組み、将来的な他の市域への拡大にもつなげていく。

家庭向け再生可能エネルギー導入の促進としては、市民が太陽光発電を安心・安全かつ安価に設置できるようサポートする共同購入事業について、引き続き、他の自治体と連携して推進する。

また、次世代技術の導入を積極的に促進していくため、ペロブスカイト太陽電池について、市内への導入実証に向けた検討・広報啓発を行うとともに、未利用エネルギーの更なる活用のため、令和6年度に実施した市内河川における小水力発電の導入可能性調査を踏まえ、事業化に向けた流量調査等を実施する。

さらに、バイオマス由来の再生可能エネルギーに位置付けられている、西クリーンセンターで発電した余剰電力について、電気事業者の送配電ネットワークを介して本市の施設に自己託送することで、環境価値の高い電力の地産地消を実現するとともに、電力の安定的な確保を図る。

### ③電動車の普及促進事業 【脱炭素推進課】

走行時の温室効果ガス排出を低減できる電動車の普及を促進するため、電気バスや電気トラック、電気バイクなどを導入する事業者に県と協調して補助を実施する。

また、燃料電池自動車を購入する個人に市独自で補助を実施するとともに、燃料電池自動車の普及拡大に不可欠となる水素ステーションの整備についても支援を行う。

さらに、地域の避難訓練や防災イベント等を通じて、災害による停電時に電動車から天井照明等に給電する「外部給電・神戸モデル」など、災害時に非常用電源としても活用できる電動車の強みを引き続き発信し、電動車の普及促進を図る。

### ④脱炭素型ライフスタイルへの転換 【脱炭素推進課】

市民団体や事業者など様々な主体の自由な発想による先進的で創造性に富んだ脱炭素につながる取組に対して「KOBE ゼロカーボン支援補助金」により積極的に支援する。また、他の市民団体や事業者の脱炭素に向けた取組の普及・拡大を促進するため、ホームページ等を通じて支援した取組を広く紹介するほか、カーボンフットプリントなどの環境ラベルを活用するなど、脱炭素につながる情報発信を強化する。

### ⑤産業の脱炭素化の促進 【脱炭素推進課】

兵庫県等と連携して、脱炭素経営のポイントや省エネ、再エネ導入の実践手法について学び行動につなげるための「脱炭素経営スクール」を開校し、参加企業が自主的に脱炭素化を進めていくための支援を行う。

### ⑥二酸化炭素吸収・固定の促進 【自然環境課】

新たな二酸化炭素吸収源として注目されているブルーカーボンについて、市民団体や事業者による藻場の保全・育成を推進するため、藻場が繁茂する可能性のある場所を示すポテンシャルマップの制作やホームページ等での普及啓発を進める。また、世界初となる淡水域における水草等による二酸化炭素の吸収・貯留量の評価を継続するとともに、実用性を高めるために衛星データなどを活用した簡易な評価手法も検証する。また、海岸に漂着する海藻について、脱炭素や資源循環に資する有効な活用方法の検証を進める。

森林の二酸化炭素吸収・固定を促進するため、里山林等の適切な管理により若い樹木の成長を促すなどのモデル的な里山整備を実施するとともに、森林管理で発生した伐採木の木材としての活用や、炭素を長期間貯留できるバイオ炭の製作など、市民等の協働により里山再生や資源の利活用を推進する。

### ⑦効果的な熱中症対策の推進 【脱炭素推進課】

薬局等の協力のもと、冷房の効いた施設を外出時の一時休息所として提供する KOBE クールオフィスを引き続き展開する。

## (2) 資源の有効活用と廃棄物の適正処理

### ①クリーンステーションの管理支援 【業務課】

昨今の社会情勢の変化により、掃除当番、ごみ出しルール違反、鳥獣被害、大規模化等の課題によりクリーンステーションの管理負担が増大しているため、クリーンステーションのあり方とりまじめを踏まえ、地域によるクリーンステーション管理という原則を踏まえつつ、これら様々な課題に対して引き続き、側面的支援に取り組むことで、クリーンステーション管理の負担軽減を図る。

また、外国人向けごみ出しルール啓発について、引き続き、日本語学校等との連携を強化し、多言語対応や二次元コード活用等による情報発信を進める。

#### 【側面的支援の具体的な取組】

- ・収集時にクリーンステーション清掃とカラス対策ネット片付けを実施
- ・カラス対策ネットを収納するボックスの設置
- ・折り畳み式ネットボックスの期間を定めた貸与・試行設置
- ・利用者の理解が得られる地域から順次、全ごみ種対応を推進
- ・大規模クリーンステーション解消のために分散・増設手続きに積極的に関与
- ・共同住宅への専用クリーンステーション設置促進
- ・ごみ出しルール違反への対応として、排出ルールの徹底、排出指導の徹底
- ・日本語学校と連携した外国人向け啓発の強化

### ②まわり続けるリサイクルの推進 【資源循環課】

質の高いリサイクルとごみ出しをきっかけとした新たな地域交流を目指す「エコノバ(資源回収ステーション)」について、地域拠点施設を活用し、さらに設置を拡大するとともに、空き家や空きテナント等を活用した設置も推進していく。

また、プラスチック資源循環の促進として、日用品メーカー等と協働し、洗剤やシャンプーなど使用済みのつめかえパックを回収・リサイクルして再びつめかえパックに戻す「つめかえパックリサイクルプロジェクト」や乳酸菌飲料容器等のリサイクルを推進するとともに、使用済みのペットボトルを新たなペットボトルに再生する「ボトル to ボトル事業」を実施する。

### ③食品ロスの削減 【資源循環課・事業系廃棄物対策課】

本来食べられる食品の廃棄を削減するため、家庭で利用していない食品を福祉団体・施設等に寄付するフードドライブの実施店舗を拡大するとともに、食品ロス削減に取り組むフードバンク団体を支援する。

また、本市から全国に取組が広がっている「てまえどり」について、小売店舗における啓発を拡大するとともに、神戸市食品ロス削減協力店を中心に外食時に発生する食べ残しの持ち帰り「もってこ」を普及させるなど、市民や事業者への食品ロスに対する意識醸成を図る。

#### ④こうベキエーロの推進 【資源循環課】

家庭ごみで大きな割合を占める台所ごみの減量を推進するため、コンポストの一種である「こうベキエーロ」のさらなる普及啓発を目的に、小学校において、給食残渣を「こうベキエーロ」で処理、処理に用いた土を活用して野菜作りを行い、資源の循環を体験する環境教育プログラムを実施する。

#### ⑤家財のリユース促進 【資源循環課】

大型ごみの減量・リサイクルに向けた取組として、リユースプラットフォーム「おいくら」や不要品情報を投稿できる掲示板サイト「ジモティー」を活用した家具・家電などのリユース促進を図るとともに、超高齢社会の進展に伴う空き家の増加などを踏まえ、空き家の家財道具の整理や遺品の片付け等にお困りの方に対し、安心して利用いただける「家財の片付けサポート事業」をすまいるネットと連携して取り組むなど大型ごみの減量・資源化を推進する。

#### ⑥電池類（リチウムイオン電池等）の回収 【資源循環課】

処理過程において発火事故を招く恐れがある小型充電式電池等（リチウムイオン電池等）について、その他の電池類も含めて排出できる「電池類回収ボックス」にて回収を行い、適正排出を図る。

#### ⑦不法投棄防止対策 【事業系廃棄物対策課】

山間部など人の目が届きにくく不法投棄が多く発生する地域等において、24時間の監視体制を整備するために設置している不法投棄防止カメラと取り外し可能な電池式カメラを効果的に運用するとともに、不法投棄のパトロールを実施している不法投棄監視員と地域との連携強化等により、監視の目を広げることで不法投棄を許さないまちづくりを進める。

#### ⑧事業系ごみ排出指導および啓発 【事業系廃棄物対策課】

三宮駅周辺の繁華街（生田新道、北野坂など）において、一般廃棄物収集運搬許可業者と契約せずに他社の排出場所にごみを出す便乗排出を行うなど、ルールを守らない事業者への対策として、一般廃棄物収集運搬許可業者やビルオーナーと連携し、未契約事業者の調査を行うとともに、通報等に基づくごみの開封調査、訪問指導等の強化を図る。

#### ⑨事業系ごみの資源化・減量化 【事業系廃棄物対策課】

事業系可燃ごみ中に含まれる資源化可能な紙類やプラスチック類の分別を促進するなど、事業系ごみの資源化・減量化に向けた取組を推進する。

#### ⑩路上喫煙・ぽい捨て防止対策 【事業系廃棄物対策課】

「路上喫煙禁止地区」において、路上喫煙防止指導員による巡回指導や過料の徴収を通じて喫煙マナーの徹底を図る。また、民間事業者に対する喫煙所整備補助金の対象経費を整備費に加えて維持管理費にも拡充することで、さらなる喫煙所の増設を進める。

「ぽい捨て防止重点区域」において、啓発用ベストを着用し、清掃を行いながら注意指導を行う民間啓発員をより効果的・効率的に配置するなど、路上喫煙・ぽい捨て防止の指導・啓発を強化する。

#### ⑪クリーンセンターの業務効率化及び計画的な施設整備 【施設課】

クリーンセンターにおける業務効率化として、計量等業務について民間活力の導入を拡大する。

また、施設の計画的な管理として、竣工から25年が経過する東クリーンセンターの長寿命化を図るため、大規模改修を引き続き進めるとともに、落合クリーンセンターについては、老朽改修に向けた調査設計を実施する。

#### ⑫トイレカーの導入 【業務課・自然環境課】

令和6年能登半島地震の被災地において、避難所等における良好な生活環境確保の面で効果を発揮したトイレカーを導入する。導入するトイレカーは、フェーズフリーな使用を想定し、平時には里山整備事業や関連イベント等で利用するなど有効活用を図っていく。

また、自治体間ネットワークである災害派遣トイレネットワークプロジェクトへの参入など、災害時のトイレカー活用に関する協定締結を進める。

### (3) 自然環境の保全

#### ①生物多様性保全の推進 【自然環境課】

自然共生サイト※1として国の認定を受け、生物多様性が豊かな場所として国連の OECM※2 データベースにも登録されている、北区山田町の小河山林及び周辺棚田において、持続可能な里山再生モデルを生み出すために、市民・企業・大学・NPO などのあらゆる主体と連携した社会実験を実施し、成功事例を他の里山に展開していく。

国の認定後、企業等の関心も高まっており、これを契機に新たな里山活動の担い手の確保や経済的支援等につなげていくために、本サイト内に活動活性化や利便性向上のための施設（KOBE 里山自然共生センター）などの環境を整備する。

また、里山の持続的な管理のため、資源利用の一つとして備長炭を生産し、市内や近隣で消費する地産地消の仕組みの構築に向けた、具体的な調査・検討を実施する。

豊かな海づくりの実現に向けては、垂水処理場における栄養塩類管理運転による海域への影響・効果の定期的な確認や、近海の魚類の生息状況を把握し、生物多様性の変化を評価・検証するための環境 DNA 分析を継続的に実施するとともに、稚魚等の成育の場となる、藻場の保全・育成を推進する。

##### ※1 自然共生サイト

市民、企業、団体、自治体等によって生物多様性が保全されている区域を環境省が認定する仕組み

##### ※2 OECM (Other Effective area based Conservation Measures)

新たな生物多様性の世界目標である「30by30 目標」（2030 年までに各国の陸と海の各々 30%以上の面積を保全する世界目標）の達成に資する生物多様性の保全が図られていると認められる地域で、国連のデータベースに登録される地域

#### ②外来生物・野生鳥獣対策の推進 【自然環境課】

生態系被害等の防止対策として、特定外来生物の防除や市民団体への補助制度を推進するとともに、センサーカメラを活用してニホンジカ、ツキノワグマの調査・監視などを継続して実施する。

さらに、スマートフォンアプリを活用した市民参加型の生物調査や、外来生物展示センターの利用促進など、外来生物・野生鳥獣の問題や生物多様性の重要性の啓発を推進する。

#### ③環境活動の活性化 【環境企画課・資源循環課】

地球温暖化や生物多様性、資源循環などの環境問題に対して、体験を通じて、総合的な理解を促進するため、参加型イベントの開催や市内で取り組まれている環境活動の発信、動画による環境教育講座など、ホームページや SNS も引き続き活用しながら、環境に関する知識や神戸を取り巻く環境問題について、いつでも学ぶことができる機会を創出する。

また、SDGs の達成に資する優れた取組を行っている団体・個人に対し「神戸 SDGs 表彰」を実施し、その活動を広く市民に PR することで、市民の SDGs への意識向上と行動変容の促進を図る。

#### ④土砂の不適正処理の防止及び太陽光発電施設の適正な設置 【事業系廃棄物対策課・環境保全課】

「神戸市土砂の埋立て等による不適正な処理の防止に関する条例」(土砂条例)に基づき、市民生活に影響を及ぼす可能性がある土砂埋立て行為に対し、規模に応じて環境影響調査の実施、保証金の預入れ、水質調査及び廃棄物の混入確認の実施を義務付けており、これらを適正に審査し、必要に応じて立入検査を行うことにより、生活環境及び自然環境の保全を図る。また、保証金の預入れ義務の対象範囲の拡大等を行い、不適正な土砂埋立行為のより一層の未然防止を推進していく。

「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」(太陽光条例)に基づき、太陽光発電施設に対し、廃棄等費用の事前積立、残置森林率の確保等を義務付けるとともに、既に設置している事業者に対しても維持管理状況等の報告を義務付けており、これらを適正に審査し、必要に応じて立入検査を行うことにより、施設の安全性・信頼性を高めていく。また、太陽光条例の規制対象区域の拡大等を行い、安全な市民生活および良好な自然環境の確保をより一層推進していく。

#### ⑤アスベスト対策 【環境保全課】

大気汚染防止法の規定に基づくアスベスト事前調査結果、アスベスト除去作業計画等の審査を厳格に行い、解体等工事におけるアスベスト飛散の未然防止策を徹底する。

さらに、アスベスト飛散のリスクがある解体工事現場において、立入調査を行い、大気汚染防止法に則った作業が行われているかの確認、大気中のアスベストの測定を行うなど、飛散防止対策を徹底する。